

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

Contents [Index]

P.3 活動予定

中央会の主な事業等活動予定（3月）

P.4 特集

事業主の皆様へ

「働き方」が変わります!! 2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。

P.6 全国先進組合事例

「認定こども園」及び「事業所内保育所」開設への挑戦（企業組合オフィス・ツーワン）

P.7 組合Q&A

員外役員のない組合が員外役員を置くことの可否他/組合士検定にチャレンジ!!

P.8 シリーズ「躍進企業」

株式会社BAN-ZI（認定支援機関）

P.10 景況

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（1月期）

P.12 中央会だより

平成31年 中小企業団体千葉県新春交流会開催
商業四団体合同新春講演会開催 ほか

P.15 インフォメーション

平成30年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の公募について
特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要



2019
No.643

3

■バックナンバーをWeb版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

中央会の主な事業等活動予定（3月）

平成31年2月14日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
----	----	-----	------

■ 中小企業連携組織対策事業

3/1	金	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉県生コンクリート工業組合	工業連携支援部 ☎043・306・2427
3/4	月	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：市川浦安歯科医師協同組合	商業連携支援部 ☎043・306・3284

■ 団体等運営支援事業

3/1	金	<u>千葉県異業種交流融合化協議会 第3回IT活用経営研究会</u>	工業連携支援部
3/6	水	<u>千葉県異業種交流融合化協議会 第3回知財ビジネス研究会</u>	工業連携支援部
3/11.12	月・火	<u>千葉県商店街振興組合連合会 広域連携事業</u> 対象：稲毛商店街振興組合	商業連携支援部

■ 理事会等の開催

3/15	金	<u>平成30年度 第3回正副会長会議</u>	総務部 ☎043・306・3281
3/15	金	<u>平成30年度 第3回理事会</u>	総務部



事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

⇒時間外労働ができる時間数を設定し、労働基準監督署に届け出ていただく際の様式と記載例を
厚生労働省HPにアップしました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

Point
2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、**10日以上**の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

⇒時季指定の仕方など、具体的な付与の仕組みを整理した資料を厚生労働省HPにアップしました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

Point
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

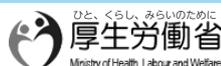
正社員と非正規社員の間で不合理な待遇差が 禁止されます！

同一企業内において、
正社員と非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

⇒改正法への対応に向けた手順など、取組の参考となる情報を厚生労働省HPにアップしました。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



相談窓口のご案内

法律
コンシェル

■ 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 ▶ 検索ワード：労働基準監督署 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/
都道府県労働局 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等部（室） 【派遣労働者関係】 需給調整事業部（課・室）	正社員と非正規社員（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 ▶ 検索ワード：都道府県労働局 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

課題
解決の
支援

■ 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

働き方改革 推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶ 検索ワード：働き方改革推進支援センター http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 ▶ 検索ワード：産業保健総合支援センター https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ▶ 検索ワード：よろず支援拠点 https://yorozu.smrj.go.jp/
商工会 商工会議所 中小企業団体中央会	経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶ 検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754 ▶ 検索ワード：全国の商工会議所一覧 https://www5.cin.or.jp/ccilist ▶ 検索ワード：都道府県中央会 https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶ 検索ワード：ハローワーク http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/
医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶ 検索ワード：いきサポ https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/

その他

その他の相談窓口	（空欄）
----------	------

テーマ 特徴ある活動による組織課題への対応

「認定こども園」及び「事業所内保育所」開設への挑戦

企業組合オフィス・ツーン

地域内の待機児童解消のために、子ども子育て支援新制度を活用して素早く行動を起こしたことや組合員をはじめ当園職員が目的を共有できたことが成功の要因である。

背景と目的

志免町の待機児童解消ニーズに応えるとともに、質の高い保育サービスを提供するための経営基盤の強化や、職員の働く環境改善を目的に新たな事業展開を図った。一つは地方裁量型認定こども園「みなみ風こども園」への移行で、もうひとつは職員のための事業所内保育施設「みなみの風ファミリー保育園」の開設である。

事業・活動の内容と手法

地域のニーズに対する小規模保育事業への展開を考えていくなかで、平成27年4月に「子ども子育て

支援新設制度」が施行された。その中で示された公定価格が適応される「認定こども園」への移行が当園の経営基盤強化につながる選択ではないかと組合員から提起がなされた。実現性についての研究・検討を行った結果、経営母体の変更が不要で連携施設も必要がない「地方裁量型認定こども園」への移行を、制度施行に先立つ平成26年9月に決定し、平成27年4月の移行を目指して園内に移行推進準備室を設けて準備に取り掛かった。当園内で施設改修や職員の増員計画を進め、志免町の子育て支援課と共同で申請書類を作成して認定申請を行い、平成27年4月1日付けで認定を受けた。次に着手したのは国の「企業主導型保育事業」を活用した、こども園職員用の事業所内保育施設「みなみの風ファミリー保育園」の開設である。病児保育室を併設することから平成29年3月に開園することができた。事業所内に保育施設が

できたことで、職員親子がともに落ち着いて過ごすことができる環境を提供することが可能となった。今後は職員一人ひとりのモチベーションや帰属意識の向上につながることも期待できる。これらの新たな新事業展開で、これまでに以上に保育の質を向上させ、地域に愛される保育園に近づくことができると考えている。

成果・効果

成果としては、国の支援制度に盛り込まれた公定価格支給対象による経営基盤の強化や職員の充実が図れたこと。施設環境の整備や



▲平成29年3月に開園した保育園



▲高橋理事長（右）と野間理事（左）

処遇改善など職員の働く環境を大幅に改善できたことである。その要因は、組織内に移行推進準備室を設けて事業化にスピーディーに対応できたこと、行政との連携を図り十分な支援を得たことである。

企業組合オフィス・ツーン

住所：〒811-2205
福岡県粕屋郡志免町別府
1丁目22番27号

設立：平成9年11月
出資金：2,810千円
電話：092-936-4944
URL：

<http://kodomo-minami.jimdo.com/>
業種：保育所
組合員：17人

組合 Q & A

員外役員のない組合が
員外役員を置くことの可否

Q Ⅱ協同組合が員外役員を置く場合、次のいずれをとるべきか

- (1) 員外理事を置く旨定款に定めなくとも、員外役員を置かない旨の規定がなければ、理事の定数の3分の1まで置くことができる。
- (2) 員外役員を置く旨定款に定めれば、員外役員は置けない。
- 【A】設例については、法律解釈上は、理事の定数のうち3分の2までは必ず組合員又は組合員たる法人の役員であることを充せば貴見(1)のとおりであるが、貴見(2)の見地を加味して、員外理事を置く場合は、定款には理事の定数の下限の3分の1以内において「何人」と確定数を記載することが員外役員に関する事項を明確にさせるうえから望ましい。

全役員辞任の場合の新任者の
任期について

Q Ⅱ役員が全員の途中において辞任したとき、後任者の任期は、前任者の残任期間であるか、それとも新たに任期を起算すべきか。

【A】定款に定められた役員任期は役員に選任された個々の人に与えられる残任の期間である。したがって、残任期間の定めがなければ補欠の役員に対しても定款による任期が与えられる。しかしながら、一般的に全員の役員任期をそろえるための技術的な方法として残任期間の定めを設けるのが通例となっている。この場合のように役員全員が辞任した場合には補欠の役員という概念がなくなるし、また、残任期間の定めにより任期をそろえる必要もないので、残任期間の定めにかかわらず新たに任期を起算できるものと解する。

中小企業組合質疑応答集(全国中小企業
団体中央会編)より転載

組剰余金処分案の作成に
あたつての留意点について

Q Ⅱ当組合は今期決算で計上利益が見込まれます。剰余金処分案の作成にあつての留意点は?

【A】組合の剰余金処分は協同組合法第58条及び第59条に規定され、各組合の定款もこれらの規定を受けて具体的な定めをしていますが、

組合の剰余金処分は(1)内部留保項目と(2)外部流出に大別され、次のように整理することができます。

- (1) 内部留保
- ① 利益準備金 協同組合法により当期末処分剰余金の10分の1以上
 - ② 特別積立金 組合定款により当期末処分剰余金の10分の1以上
 - ③ 教育情報費用繰越金 組合定款により当期末処分剰余金の20分の1以上
- (2) 外部流出
- ① 事業利用分量配当金 総会決議による
 - ② 出資配当金 総会決議による

ただし出資額の1割を超えないこと

※上記配当金は繰越損失があればこれを補填し、さらに上記(1)①②③を積み立てたあとの残額の範囲内で行う。

平成29年度組合決算講習会テキスト
組合事務局の会計・税務Q & Aより転載

組合士検定にチャレンジ!!

○記述問題からの出題○

【問】役員を選出について述べよ。

《解答》組合の役員は、定款の定めるところにより総会において選挙又は選任する。役員は、組合の重要な機関であるから、法律は、組合の最高意思決定機関である総会において選出することを要求している。総会以外の場で選出すると当選取消し等の訴えの対象になる。

テーマ 自社開発した水性サビ転換塗料を活用した新たな市場の獲得

認定支援機関

株式会社BAN・Z-I

本会では、県内中小企業の「経営革新」への取り組みについて、「中小企業等経営強化法」に基づく「経営革新計画」の策定支援を行っています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が認められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政庁系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

申請のいきさつは？

当社は平成22年に設立。遮熱塗料、サビ転換塗料、防錆剤の研究開発等を主な事業としている。サビ転換塗料のほとんどが溶剤系である中、当社は試行錯誤の結果、水性塗料「サビキラーPRO」の開発に成功。現在主力製品として受注が急激に伸長している。主要チャネルはホームセンターや販社、ネット販売で、主要用途はパイプやボルト等の一般鉄部、自動車、遊具や信号機などの公共物であり、最近では船舶も需要が増えています。この度、さらなる経営の向上を図るために経営革新計画を申請しました。

新たな取り組みの特徴は？

1. テーマ
『自社開発した水性サビ転換塗料を活用した新たな市場の獲得』
2. 計画期間
▽平成28年8月～平成31年12月（4年計画）

テーマは？

●従来の問題点

サビキラーPROは、サビ落としやサビ止めを塗る必要がなく、サビの上から直接塗れることが特徴で、酸化を繰り返す赤サビから腐食の進行を抑える黒サビに変える「サビ転換剤」

【写真①】：サビキラーPRO



を配合し、サビの再発を防ぐことが出来る。サビキラーPROは水性のため非可燃で安全性が高く、匂いや環境負荷が少ない。一般に食品工場

では、食品及び器具類の洗浄に塩素系の洗剤を使用するため、サビが発生しやすい。また、冷蔵・冷凍庫には出来上がった暖かい食品を瞬時に保管する為、冷蔵・冷凍庫内に温度差が生じ、結露によりサビが発生する。エアコン内の換気ダクトのサビも問題となっている。サビの放置は異物混入のリスクにつながるため放置できない上に、大手食品工場では定期的にメーカーの品質保持のための抜き打ち調査があり、調査に対応するためには一定期間工場の稼働を止めて、サビを落とすかサビ部分のパネルを交換しなければならず、多大な労力・コスト・生産機会ロスが発生している。さらに近年、工場見学がブームとなっており、どの工場でも訪れる方が増えており、外観をなるべく綺麗に保つことも重要となっている。

○新たな取り組み

そこで当社は、自社開発したサビキラーPROを食品工場市場に提案し、課題解決に貢献する。具体的には以下のとおりである。

①販売方法は、新規に営業部を立ち上げ、まずは2名体制とし、従来の小売店チャネル(ホームセンター等)に加えて、今後は、直接お客様のもとに訪問し営業をすることで受注を獲得する。

②従来の溶剤系サビ止めは、シンナー臭の匂いがあり食品への匂い移りがあるため使用できないが、水性のサビキラーPROは食品への匂い移りが発生しない。またサビの上から直接塗ること

ができるため施工コストを抑えることができ、工場の稼働停止期間を大幅に短縮できるといった特徴をPRし食品工場に提案する。

③従来の塗料の販売を中心にした経営から、顧客のニーズに合わせた塗装の施工等の提案・実施することが可能となり、新たな売上を確立する。(施工は子会社のBBSジャパンが実施)

④カラーリングされた部分にサビが発生してしまつた場合は、サビキラーPROにてサビを取り除いた後、数色展開しているサビキラーカラーにて、元の色や好みの色を塗布することによって、二重の防錆効果及びお客様の希望色にて仕上げをすることができ。昨今ブームとなっている工場見学にきたお客様に対し、外観を綺麗に保つことができ付加価値を高める。

⑤塗料等の展示会に出展し、PR及び口コミ需要を狙う。まずは、DMを送付し、その後、営業部によるテレアポを行い直接訪問することで新たな取引先を獲得する。また、食品工場に設備を納品している企業を、1つのチャネルとしてアプローチし新たな取引先を獲得する等、食品工場の市場を拡大する。さらに、パンフレットを作成し直接営業を強化し、受注を獲得する。また、ホームページ上でのPRも行う。

今後の事業展開は？

今後は、食品工場で実績を作った上で、サビが課題となっている水産加工場や畜産関係(農場・養鶏場)等といった他業種の工場へ展

開する。全国に存在している上記の想定市場に対して、直販体制のみではカバーできないため、近い将来のフランチャイズ展開も検討している。上記の展開により、従来のサビキラー単体販売のビジネスから、法人顧客の課題解決に貢献するソリューションビジネスへと事業拡大を図る。

社長さんの一言

千葉を拠点・地元としてゼロからのスタートでしたので、右往左往と営業してまいりました。まだまだ未熟な会社ではありますが、経営革新の承認を頂くなど、千葉県には大変お世話になっております。これからは千葉県に貢献してお返しができるよう社員一同精進してまいりますと存じます。

中央会から

◎経営革新に関するご相談は本会経営支援部までお願い致します ☎043・306・3282

企業プロフィール

- 【企業名】株式会社BAN-ZI
- 【代表者】宮原 万治
- 【所在地】千葉市花見川区三角町118
- 【電話番号】043-307-3339
- 【従業員数】8名
- 【業種】有機化学工業製品製造業
- 【URL】<http://www.ban-zi.co.jp>
- 【承認年月日】平成28年7月29日
- 【支援機関】千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

平成31年1月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表示します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は9から4に減少。「減少した」業種は6から10に増加。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は10から3に減少。「減少した」業種は8から18に増加。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は4から0に減少。「悪化した」業種は8から10に増加。

前年同月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は6から4に減少。「減少した」業種は7から8に増加。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は8から5に減少。「減少した」業種は10から13に増加。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は6から2に減少。「悪化した」業種は11から10に減少。

製造業

■ しょう油・食用アミノ酸製造 **【県内全域】**

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定が妥結されたので、輸入小麦の関税が段階的に撤廃されていく予定である。

■ 漬物製造 **【県内全域】**

漬物の原材料は、輸入品より国産品を好む傾向にある。

■ 酒類製造 **【県内全域】**

新年会シーズンに入っているが、料理飲食店への売上が伸び悩んでいるため、前年同月比で減少(7か月連続)した。

■ 乳製品 **【県内全域】**

4月より、生乳の取引価格が値上げに伴い、商品価格の改定が始まる。

■ 木材・木製品製造 **【県内全域】**

木材が不足してきたので、単価も上昇している。

■ 製材 **【木更津】**

ロシアから材木船が入港したので、在庫数量は増加した。

■ 印刷 **【県内全域】**

印刷用紙メーカーから印刷紙の値上げ要請があった。

■ 電気めっき **【県内全域】**

1月は稼働日数が少ないため、

売上高は前月比と比べ、減少している。

■ 鉄工 **【千葉】**

足元の景況感に大きな変化は見られないが、先行きに対しては景気減速を予測する組合員が多く、米中の貿易摩擦や欧州の減速などのリスク要因を不安視している。

■ 機械部品製造 **【流山】**

一部業種で、大手メーカーの影響により売上が減少傾向になっている。

■ 機械部品製造 **【柏】**

上期は現状維持であり、下期はマイナスが見込まれる。

■ 金属製品製造 **【船橋】**

期末に向け、受注先の生産状況が増加している。

■ 採石 **【県内全域】**

1月の出荷量は前月の31%となり、1月までの出荷量は対前年比の69%となり、依然として厳しい状況にある。

■ 土砂採取 **【県内全域】**

細骨材の需要が増加し、在庫が減少傾向にあるところがある。しかし、地域によっては山砂は前年同月比に比べ、1〜2割減少し、本年度の山砂の認可数量の見込みは、昨年度より3割減と大幅な減

少が見込まれる地域がある。

非製造業

【総合卸売】 【千葉県・東京都】

【鶏卵卸】 年初から過剰供給により鶏卵の卸価格がここ15年来の下落。生産調整の効果が出てくるまで、業者は厳しい経営を強いられる見込み。

【リサイクル卸】 【県内全域】

中国向けの輸出が伸び悩み、古紙価格が大幅に下落した。

【青果卸売】 【千葉市】

例年、冬場は青果物の荷動きが鈍く、価格の高い品物もあったが、全体的に、低調に推移した。

【自動車解体】 【県内全域】

鉄スクラップ価格の下落により、他の非鉄スクラップの価格も下落傾向にあり、景況は大きく下げているが、明るくはない。

【電気機器小売】 【県内全域】

昨年、白物のエアコンは猛暑で大量に出荷され、一時的には潤ったが、不景気にならない。

【青果小売】 【千葉市】

3か月連続して前年同月比を下回り、青果物は安価だったため、収益面で悪化している。

【小売】 【東金】

ファッション関連品は、重衣料が若干動き始めた。日用品関連は必要最小限の買い物で買い控えが続いている。食品関係は、客単価が伸びない状況。飲食関係は、少しづつ良い傾向になってきている。全体的に消費が落ちてきている。消費税増税が心配である。また、組合員の資金繰りが厳しい状況が続いているとともに、人手不足で店舗運営できないところも出てきている。

【小売】 【野田】

初売り商戦は、客数・売上とも苦戦した。イベント開催時は人出が見られるが、顧客の購買意欲に繋がらない。

【青果小売】 【松戸】

景気は悪化している。昨年の悪天候の影響で品物が少ないようである。

【小売・サービス】 【柏】

暖冬、好天が続き来街者は冬としては多い様に感じるが日用品以外は売上には影響が無かった模様。買回品、飲食等はやはり近隣ショッピングモールへかなり客を奪われて特に正月期間は商店街での買物客は少な目。正月の初売り

【建設揚重】 【県内全域】

クレーンの稼働率は前月同様、高水準で推移している。

【遊覧船】 【鴨川】

対前年比の売上は97.4%、乗船人員は106.8%、対前月比の売上は151.5%、乗船人員は153.4%。なお、今月の欠航日数は0日間であった。

【一般廃棄物処理】 【千葉】

前月比、前年同月比ともに売上は減少となった。本年は千葉市の指導により、法令遵守、廃棄物の適正処理に向けて、人員不足の中、業務に取り組む1年になります。

【学習塾】 【県内全域】

全般的には変化はないけれども、1月は高校入試で合格の決まった生徒たちが、12月いっぱい退塾する月なので、先月よりは多少の景況悪化が見られる月である。

【土木建築サービス】 【県内全域】

千葉県では、道路整備費を増額（北千葉道路、銚子連絡道路、長生グリーンラインなど）するほか、観光振興や子育て関連に重点配分するものとされており、これらを踏まえた来年度の活動に鋭意取り組むこととする。

【建設】 【県内全域】

組合員による1月の県内公共工事の落札結果は、102件、7,275百万円となった。前月比は△1,796百万円の減少となったが、前年同月比ではプラス3,204百万円の大幅増加となった。期中累計でも2,402件、97,127百万円となり、前年度比で182件、15,857百万円の増加となり引き続き順調に推移している。

【貨物運送】 【野田】

1月に入り、稼働日数が少ないせいか売り上げが下がってしまった。昨年と比較してもかなり下がっている。

【輸出入】 【県内全域】

1月の売上は前月比、減少して、前年同月比は増加した。



平成31年 中小企業団体千葉県新春交流会 開催

本会は1月25日、市内のホテルニューオータニ幕張において、「平成31年 中小企業団体千葉県新春交流会」を開催した。

同交流会は、組合等の発展に尽力された方々を称える「表彰式」と「賀詞交歓会」から成り、当日は、森田千葉県知事をはじめとする多くの来賓にご臨席いただく中、本会会員など約六五〇名が参加した。



平成31年 中小企業団体千葉県新春交流会
あいさつをする平会長

活気と熱気に包まれた会場では、今年の抱負等について活発な歓談と交流が行われ、それぞれの組合及び組合間でのさらなる連携強化、活力ある発展に向けた機運が高まるとともに、「中小企業組合運動」におけるしなやかで堅固な一体感が醸成された。

表彰式（受賞者）

本年は優良組合（4組合）、組合功労者（19名）、組合青年部（1組合）組合事務局優良専従役員（6名）が表彰される。

受賞者は次の通り（敬称略。括弧内は代表者、団体名など）。

中央会会長表彰

【優良組合】（4組合） ▽山夢来本舗企（行木静） ▽袖ヶ浦市測量設計業協（篠田達二） ▽富津市環境清掃協（吉原健二） ▽市原蔭工業協（高石宏）

【組合功労者】（19名） ▽福井順子（千葉県鍍金工業組合） ▽西原勝徳（千葉県環境整備協） ▽青木実（船橋市一般廃棄物協） ▽中村一雄（千葉県消防設備協） ▽斉木浩

（千葉県中央電気工業協） ▽鳥羽敏彦（白井ショッピングセンター協） ▽山崎政治（千葉県米穀小売商業組合） ▽本宮鉄也（栄町建設協） ▽土井豊実（千葉県コンクリート圧送事業協） ▽山崎勝治（リフォームちば住宅協） ▽内山

貴美子（君津市環境清掃協） ▽秋山隆夫（柏市環境サービス協業） ▽秋葉邦男（千葉県自動車整備商工組合） ▽門田愼太郎（千葉県製麺工業協） ▽鈴木富雄（久留里商店街（振興）） ▽安藤順夫（千葉県石油協） ▽小池昭一（富士見商店街協） ▽畔田武夫（鴨川建設業協） ▽在原博（かずさ建設業協）

【組合青年部】（1組合） ▽千葉県菓子工業組合

【組合事務局優良専従役員】（6名）

▽金子英昌（船橋総合卸商業団地協） ▽阿曾弘（流山市管工事協） ▽坂上万里（千葉県鍼灸マッサージ協） ▽藤方博恵（習志野市資源回収協） ▽塚本五郎（千葉県船業協） ▽大森政己（千葉県税理士協）

このほか、「平成30年文化の日千葉県功労者表彰」、平成30年度「千葉のちから中小企業表彰」、「第70回中小企業団体全国大会表彰」で表彰された方々をご披露した。



平成31年 中小企業団体千葉県新春交流会
組合功労者 受賞者の皆様



平成31年 中小企業団体千葉県新春交流会
あいさつをする森田千葉県知事

賀詞交歓会



「表彰式」受賞者を代表し謝辞を述べる
福井順子千葉県鍍金工業組合理事長



「鏡開き」(左から)、富田公明党千葉県代表、森田千葉県知事、平会長、阿部県議、梶村県商工会議所連合会事務局長
一法師県商工会連合会専務理事、吉田県商工労働部長、大村全国中小企業団体中央会会長、板倉県産業振興センター理事長
濱口県信用保証協会専務理事



「賀詞交歓会」
ご歓談・会場風景

金融懇談会 開催

本会は2月4日、(株)商工組合中央金庫千葉支店において「平成30年度第2回金融懇談会」を開催した。本会からは、今年度の組合設立状況のほか、ものづくり補助金について説明し、(株)商工組合中央金庫からは、最近の金融情勢のポイントと、「組合金融の問題点について」というテーマで情報・意見交換があった。双方オープンな懇談により、県内産業や地域資源等への理解を深める情報の共有が図られた。

組合決算講習会 開催

本会は2月6日、千葉市内において、平成30年度組合決算講習会を開催した。

本講習会では、関係法令に基づく適正な決算処理をして頂くことを目的に、『組合の決算手続き』と題し、税理士の古知潔先生による講義が行われた。

商業四団体合同新春講演会 開催

商業四団体(千葉県商店街連合会・伊勢田政員会長、千葉県商店街振興組合連合会・石戸新一郎理事長、千葉県共同店舗協議会・中村秀朗会長、千葉県商業協同組合協議会・土屋利夫会長)は2月8日、千葉市内のホテルにおいて合同新春講演会を開催した。

はじめに、基調講演として、岩村田商店街振興組合阿部眞一理事長より、「空き店舗解消の取組み」と題して講演が行われた。続いて、「10年後の商店街」と題し、パネルディスカッションが行われ、商店街振興組合柏二番街商店会石戸新一郎理事長をコーディネーターに、岩村田商店街振興組合阿部眞一理事長と日本商工会議所地域振興部鶴殿裕主席調査役をパネリストとして、意見交換が行われた。続いて催された賀詞交歓会では、千葉県の滝川副知事、阿部自民党千葉県議会商工議員連盟会長をはじめとする多数のご来賓にご臨席いただき、魅力あるまちづくりを目指す県下の商業関係者による積極的な情報交換が行われた。

千葉県中小企業団体事務局責任者協会 第12回通常総会 開催

千葉県中小企業団体事務局責任者協会(檜貝孝二郎会長▽千葉県貿易協同組合常務理事)は2月13日、千葉市内のホテルにて、第12回通常総会を開催した。

議案審議では、①平成30年度事業報告及び決算報告承認の件、②平成31年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件、③会費の賦課徴収方法決定の件、の3つの議案が上程され、いずれも原案通り承認可決された。

続いて、中央会の組合事務局強化事業により「組合運営研究会」が行われ、講演として、事業承継センター株式会社内藤博取締役会長より「いちばん優しい事業承継入門〜みんなが幸せになれる事業承継の進め方」と題する講演が行われた。

研究会後の全体交流会(事務局責任者協会主催)では、会員相互の緊密な情報交流の伸張が図られた。

中小企業団体情報連絡員会議 開催

本会は2月25日、千葉市内のホテルにおいて、平成30年度情報連絡員会議を開催した。

最初に、三井住友海上火災保険(株)営業推進部の富永課長より、『働き方改革』と題する講演が行われた。

次に、本会から『情報連絡員集計結果報告』についての発表を行い、出席した情報連絡員からは報告内容に関する詳細、補足の説明のほか、業界動向等に関する最新情報等が寄せられ、今後に寄せる期待や抱負といった声が多く聞かれた。



平成30年度補正 ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金の 公募について

公募の
お知らせ

「平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の公募を以下のとおり開始します。

- 認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者を支援します。
- 公募に関するご質問については、千葉県地域事務局までお尋ねください。

1. 事業概要

足腰の強い経済を構築するため、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者等が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援します。

対象類型 事業類型	【革新的サービス】	【ものづくり技術】	
一般型	<ul style="list-style-type: none"> 補助額：100万円～1,000万円 補助率：原則1/2以内 補助対象経費：機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費 その他 複数の中小企業者等が共同で申請を行うことが可能（補助上限額は共同申請全体で1,000万円）。	<ul style="list-style-type: none"> 設備投資：必要 	※生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額を30万円の増額が可能
小規模型	<ul style="list-style-type: none"> 補助額：100万円～500万円 補助率：1/2以内（小規模事業者の補助率：2/3以内） 設備投資：必要 補助対象経費：機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費 その他 複数の中小企業者等が共同で申請を行うことが可能（補助上限額は共同申請全体で500万円）。		
	<ul style="list-style-type: none"> 補助額：100万円～500万円 補助率：1/2以内（小規模事業者の補助率：2/3以内） 設備投資：可能（必須ではない） 補助対象経費： <ul style="list-style-type: none"> 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費、原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費 その他 複数の中小企業者等が共同で申請を行うことが可能（補助上限額は共同申請全体で500万円）。		

2. 公募期間

- ◆受付開始：平成31年2月18日（月）
- ◆締切：平成31年5月8日（水）〔当日消印有効〕

※必ず郵送、宅配便または電子申請により千葉県地域事務局宛に送付していただくようお願いいたします。

※電子申請の開始及び締切り等については、中小企業庁が開設した支援ポータルサイト「ミラサポ（<https://www.mirasapo.jp/>）」で随時情報を公開いたしますのでご確認ください。

3. 公募要領等

当事業に係る公募要領、申請書様式については、千葉県地域事務局（千葉県中小企業団体中央会）のホームページよりダウンロードしてください。
申請書は、公募要領の注意事項をご確認のうえ、作成してください。また、申請書は申請する類型ごとに分かれていますのでご注意ください。

（申請書受付先・お問い合わせ先）

千葉県地域事務局

千葉県中小企業団体中央会 工業連携支援部

住所：〒260-0015 千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル5階

電話：043(225)2533 FAX：043(225)2536

URL：<http://www.chuokai-chiba.or.jp/>

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

1 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

> 特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

> 人材が不足している地域の状況に配慮

大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める

> 受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

3 求められる人材に関する事項

(※) 分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	-
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

> 国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底

> 国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる

> 人手不足状況の変化等への対応

○分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討

○向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用

> 治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

5 制度の運用に関する重要事項

> 1号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援
転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施

> 雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記

> 基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し